

お知らせ

公正な市場を守るため、 下記のような証券取引等の 不正に関する情報を受け付けています

- 相場操縦
相場の急騰を狙った見せ玉や空売りなど
- インサイダー取引
会社関係者による、重要事実の公表前の売り抜けなど
- 投資詐欺
疑わしい金融商品やファンドによる資金集めなど
- 金融商品不適切な勧誘
強引な勧誘やリスク説明の不足など
- ディスクロージャー違反
有価証券報告書の虚偽記載など
- マネー・ローンダリング
金融商品取引業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク管理態勢など

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまで
0570-00-3581 ☎03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

郵送・FAXの場合はこちらまで
〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 FAX：03-3506-6699
証券取引等監視委員会

巧妙化する「振り込め詐欺」にご注意ください！

振り込め詐欺とは「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金返還詐欺」などの総称です。最近は犯罪の手口が複雑化・巧妙化していますので、十分にご注意ください。

オレオレ詐欺

親族、警察官、弁護士等を装い電話をしてきて、交通事故の示談金や、会社のお金を使い込んだ穴埋めなどの名目で、現金を預金口座に振り込ませようとする

融資保証金詐欺

「誰にでも融資します」などと書かれたダイレクトメールが送りつけられ、融資に際して保証金を請求してくる

未公開株勧誘詐欺

業者から「上場間近」「値上がり確実」と称して未公開株の購入を勧められ購入。株券が届かず、発行会社にお問い合わせたところ、詐欺と発覚

架空請求詐欺

「有料サイトの未納料金が発生している。窓口△△に電話をしてください」というメールが送りつけられ、連絡をすると利用料を請求される

還付金等詐欺

自治体や年金事務所等を装い電話をしてきて、医療費の過払い金や年金の未払い金等の手続きに必要なだと、ATMを操作させ口座間送金で現金をだまし取る

マイナンバー制度に便乗した詐欺

マイナンバーの情報流出があったとして、個人情報を聞き出そうとしたり、抹消するための手数料を振り込ませようとする

電話での相談は **警察相談専用電話 ☎#9110**
または **消費者ホットライン ☎188** いやや!
未公開株通報専用窓口
(日本証券業協会) **0120-344-999**

当金庫では振り込め詐欺等の被害防止のため、高額の振り込み、現金取引をされるお客さまへの「お声かけ」を実施しています。また、ATMコーナーにおける携帯電話での通話自粛にもご協力ください。

「振り込め詐欺」の被害に遭われたお客さまへ

振り込め詐欺等の犯罪により、金融機関の口座に振り込まれ滞留している犯罪被害金を、被害に遭われた方に支払う手続き等について定めた法律「振り込め詐欺救済法」が2008年6月21日に施行されました。

この法律は、振り込め詐欺等の被害に遭われた方のために、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ、口座に滞留している犯罪被害金を被害者の方々に分配する手続き等を定めた法律です。

対象となる具体的な犯罪利用口座は、「預金保険機構」からインターネットを利用して順次公告されます。被害に遭われたお客さまは、下記「預金保険機構」の「振り込め詐欺救済法に基づく公告」ホームページより「不正利用口座」の内容をご確認ください。

預金保険機構公告関係のホームページ <https://furikomesagi.dic.go.jp/>

支払額について

支払額は、口座残高や被害に遭われた方の数等に応じて変わります。

- 被害者の方がおひとり、かつ対象の犯罪利用口座にお振込みされた総額が当該口座に滞留している場合、被害金は全額支払われる予定です。
- 犯罪利用口座に滞留している残高が被害金の総額より少ない場合には、金融機関は口座残高を超えて被害金の支払いを行うものではありません。またこのうち、被害者が複数の場合には、被害

者間で振込金額に応じ按分することとなります。このような場合など、被害金全額の支払いができない場合がありますのでご了承ください。なお、犯罪利用口座の残高が千円未満の場合は、本法令による支払い手続きの対象とはなりません。

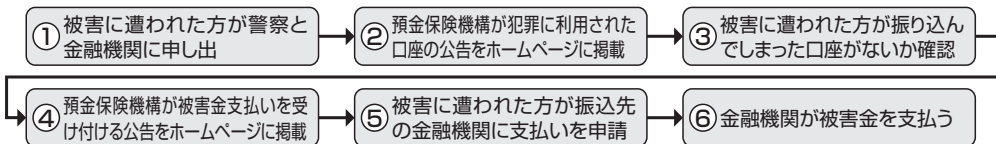
支払い手続きまでには、少なくとも90日以上かかりますのでご了承ください。

被害金支払いのお申し出について

振込先の金融機関へ「申請書」「本人確認書類」「振込みの事実を確認できる資料」をお持ちください。具体的な手続きは、お振込先の金融機関へお問い合わせください。

被害に遭われた方は、お早めにお名前、ご連絡先などをお振込先の金融機関へご連絡ください。預金保険機構による公告前でも、支払いが受けられる場合などは、順次お手続き等についてご案内させていただくことがあります。

■被害金支払いの流れ



預金等の不正な払戻し被害が発生した場合の補償について（対象：個人のお客さま）

当金庫では、万一、個人のお客さまが偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳（証書）の盗難およびインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻し被害に遭われた場合には、次の補償基準等に基づき補償を行わせていただきます。

※「お客さまの『重大な過失』または『過失』となりうる場合」に該当する場合には、被害額の全額または一部について補償しかねることがありますので、十分ご注意ください。

偽造・盗難キャッシュカード被害の場合

	お客さまの状況		
	無過失	過失（重大な過失以外）があった場合	故意または重大な過失があった場合
偽造キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償		被害額は補償いたしかねる場合があります
盗難キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償	原則として被害額の75%を補償	被害額は補償いたしかねる場合があります
条 件	①速やかに当金庫に通知していただくこと ②遅滞なく盗難に至った事情、状況等を当金庫へ十分な説明を行っていただくこと ③偽造キャッシュカード／警察へ被害届を提出し、捜査に協力されていること 盗難キャッシュカード／警察へ被害届を提出し、その他盗難に遭われたことを推測するに足る事実の確認ができるものを提示いただくこと		

盗難通帳（証書）・インターネットバンキング被害の場合

	お客さまの状況		
	無過失	過失（重大な過失以外）があった場合	故意または重大な過失があった場合
盗難通帳（証書）被害	原則として被害額の全額を補償	原則として当金庫所定の割合により補償	被害額は補償いたしかねる場合があります
インターネットバンキング被害	原則として被害額の全額を補償	被害に遭われた状況を踏まえ、個別に補償の判断させていただきます	
条 件	①速やかに当金庫に通知していただくこと ②遅滞なく盗難に至った事情、状況等を当金庫へ十分な説明を行っていただくこと ③盗難通帳（証書）／警察へ被害届を提出し、その他盗難に遭われたことを推測するに足る事実の確認ができるものを提示いただくこと インターネットバンキング／警察へ被害届を提出し、捜査に協力されていること		

偽造・盗難キャッシュカード被害に係る過失基準等

- 「重大な過失」となりうる場合
(1) 他人に暗証番号を知らせた場合（病気の方が介護ヘルパーなどに対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はその限りではありません）
(2) 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
(3) 他人にキャッシュカードを渡した場合
(4) その他 (1) から (3) までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
- 「過失」となりうる場合
(1) 次の①または②に該当する場合
①生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車等のナンバーを暗証番号にしていた場合で、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
②暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合
(2) (1) のほか、次の①のいずれかに該当し、かつ②のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合
①暗証番号の管理
(ア) 生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車等のナンバーを暗証番号にしていた場合
(イ) 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話等当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合
②キャッシュカードの管理
(ア) キャッシュカードを入れた財布などを、第三者に容易に奪われる状態においていた場合
(イ) 略てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においていた場合
(3) その他 (1)、(2) の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

盗難通帳（証書）被害に係る過失基準等

- 「重大な過失」となりうる場合
(1) 他人に通帳（証書）を渡した場合
(2) 他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
(3) その他 (1) および (2) の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
- 「過失」となりうる場合
(1) 通帳（証書）を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においていた場合
(2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳（証書）とともに保管していた場合
(3) 印鑑を通帳（証書）とともに保管していた場合
(4) その他 (1) ～ (3) の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

インターネットバンキング被害に係る過失基準等

被害に遭われた状況等を踏まえ、個別の事案ごとに判断させていただきます（パスワード・ご契約者カードは重要な情報ですので厳重な管理をお願いいたします）。

（注）盗難キャッシュカード、盗難通帳（証書）、インターネットバンキング被害の補償の対象となる期間は、被害を当金庫に通知した日から遡って原則30日までです。

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

2024年4月現在
（店頭用）